

令和5年警察白書

抜粋

目 次

第 1 部 特集・トピックス

特集 複雑化する社会に適応する警察組織と多彩な人材・・・1

トピックス

- I 要人警護の強化に係る警察の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- II G7 広島サミット等の開催に伴う警備・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- III 新たなモビリティや自転車の良好な交通秩序の実現・・・・・・・・・・28
- IV サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた官民連携の取組・・・・・・・・・・30

第 2 部 本編

第1部 特集・トピックス

複雑化する社会に適応する警察組織と 多彩な人材

特集に当たって

本年の警察白書の特集テーマは、「複雑化する社会に適応する警察組織と多彩な人材」です。

近年、国内外の情勢は、著しい変化の最中にあり、人口減少・少子高齢化、情報通信技術の目覚ましい発展とサイバー空間の拡大、経済のグローバル化、経済安全保障を含む安全保障環境や地政学的な緊張の高まり、巨大地震のリスクや自然災害の激甚化・頻発化等の諸要素が、治安課題に多大な影響を与え、複雑化させています。

我が国の犯罪情勢は、令和3年までの19年間にわたって刑法犯認知件数が減少するなど、統計的な面においては着実に改善してきましたが、国民の体感治安の改善は限定的なものにとどまっています。その背景には、統計だけでは現れない社会の変容に伴う治安課題の複雑化や治安改善への期待があると考えられます。

複雑化する治安課題に対し、警察が的確に対処するためには、多彩な能力や豊富な知見を有する人材を確保・育成するとともに、こうした人材が活躍することができる環境を整備することが必要です。警察では、多彩な人材が相互に力を合わせて課題に取り組むことができる有機的な警察組織の構築に向けた取組を進めています。

この特集では、第1節で複雑化する警察の課題や治安に関する国民の意識の変化を概観し、第2節では、警察が複雑化する治安上の課題に的確に対処するための原動力である多彩な人材や、こうした人材が活躍することができる環境の整備等に向けた警察の取組について紹介します。そして、第3節では、今後も変容し続ける社会の中で、様々な治安課題に対応し、国民の安全・安心を確保し続ける観点から、サイバー空間における対処能力の向上に資する人材の確保・育成や、先端技術の活用等による警察活動の高度化等の今後の取組について展望します。

この特集が、複雑化する社会における警察の今後の取組についての国民の皆様を理解を深めるとともに、変わらずに国民の安全・安心を守り続けるための取組の在り方について考えていただく一助となれば幸いです。

複雑化する警察の課題と 治安に関する国民意識の変化

① 社会情勢の変容と治安課題の複雑化

近年における国内外の情勢は、過去に例のない著しい変化の最中にある。特に、人口減少・少子高齢化、情報通信技術の目覚ましい発展とサイバー空間の拡大、経済のグローバル化、経済安全保障を含む安全保障環境や地政学的な緊張の高まり、首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震のリスク、気候変動の影響による豪雨や台風等の自然災害の激甚化・頻発化等の諸要素が、警察を取り巻く治安課題に多大な影響を与え、複雑化させている。

(1) 国内における社会情勢の変容と治安課題の変化

我が国の人口は、平成20年（2008年）にピーク（1億2,808万人）を迎え、平成23年以降は減少を続けており^(注1)、令和52年（2070年）には総人口が推計で9,000万人を割り込むなど、将来にわたって人口減少が続くことが懸念されている。

我が国の年間出生数は、第2次ベビーブーム期の昭和48年（1973年）には約210万人であったが、その後減少傾向となり、令和2年の出生数は84万835人となっている。世界的にみても、我が国の総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は、世界全域平均（国連推計）の25.4%の半分以下である11.9%にとどまっており、少子化が顕著である^(注2)。

また、65歳以上の人口は3,621万人（令和4年12月1日現在）に至り、総人口に占める割合（高齢化率）が29.0%になる^(注3)など、高齢化が急速に進行している。

空き家や独居高齢者の増加等により、犯罪に対する社会のぜい弱性が高まることが懸念される。高齢者に対する犯罪・事故と共に高齢者による犯罪・事故への対処が課題となっている。一方で、児童虐待、子供の性被害、子供を巻き込む痛ましい交通事故等の課題は今なお止まず、社会的関心は極めて高い。警察には、この種の課題に対し、従来にも増してきめ細かな対応が求められている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民の日常生活に様々な変化をもたらしてきた。感染予防のための外出自粛等の市民生活への制約により、従来から社会問題とされてきた若者や高齢者等の社会的孤独・孤立や人々の過度なネット依存等に拍車がかかったとの声もあるなど、社会の安全・安心面にも影響を与えている可能性がある。

このほか、我が国で就労する外国人は約182万人（令和4年10月末現在）と過去最高を記録しており、外国人材の適正な受入れや外国人材の受入れ環境整備に政府全体で取り組んでいくこととされている。今後も来日外国人の増加が見込まれる中、外国人の安全安心の確保が治安課題として重要度を増している。

注1：総務省統計局の人口推計（ただし、国勢調査実施年は国勢調査）による。

2：令和4年版少子化社会対策白書による。

3：総務省統計局の人口推計による。

(2) 情報通信技術の発展、サイバー空間の変容と治安課題の変化

情報通信技術の著しい発展や、日常生活や経済活動へのサイバー空間の浸透は、社会に様々な便益をもたらす反面、サイバー空間を舞台とした犯罪をはじめ、新たな治安課題を生み、また深刻化させている。

1990年代以降急速に発展したインターネット、パソコン、携帯電話等の情報通信技術は、それ以前の固定電話を中心とする通信手段に大きな変化をもたらした。特に、近年、スマートフォンが様々なコンテンツやアプリケーションの利用が可能なモバイル端末として急速に普及し^(注)、サイバー空間が日常生活に浸透してきたことにより、新たな治安課題が生じているところである。

① サイバー空間における技術・サービスの犯罪インフラ化

インターネット上で提供される技術・サービスの利用により匿名でのコミュニケーションや経済取引が可能となる中、これらの技術・サービスは、犯罪の実行を容易にし、あるいは助長するツールとして悪用されており、いわば犯罪のインフラとして利用されるようになってきている。

例えば、他人の携帯電話番号や認証コードを利用したSMS認証により不正に設定されたアカウントがサイバー事案や特殊詐欺に悪用される実態がみられるなど、インターネット上で提供されるサービスが、規制の間隙を突いて不正に用いられている。

また、「Tor」等の匿名化技術は、情報統制が行われている海外の国々において、インターネット上での自由な活動と当該活動におけるプライバシーの保護等の目的で利用される一方で、これらの技術が活用されたダークウェブについては、ランサムウェアにより窃取された情報や児童ポルノ画像等が掲載されるなど、犯罪インフラとして悪用されている。

さらに、SNS上では、犯罪の実行者を募集する投稿（犯罪実行者募集情報）等が発信されている実態がみられる。こうした犯罪実行者募集情報等においては、「高額バイト」等の表現が用いられたり、仕事の内容を明らかにすることなく著しく高額な報酬を示唆したりするなど、犯罪の実行者を募集する投稿であることを直接的な表現で示さないものがみられる。こうした犯罪実行者募集情報等は、青少年等が安易に犯罪に加担する契機となっている。

② サイバー空間における犯罪やテロを助長する情報等の拡散

個人の誹謗中傷^{ひぼう}に類する言説やプライバシーに関わる画像・映像等のほか、企業における秘密情報が、インターネットを通じて急速かつ広範囲に拡散されるようになるなど、情報をめぐる違法行為が治安課題となっている。

また、インターネット上の情報量が増大する中、爆発物を製造する方法や銃砲を3Dプリンタを用いて製造する設計図等がインターネット上に匿名で投稿され、容易に入手することができるようになるなど、テロ等の準備・実行に利用されるおそれがある情報がインターネット上で流布されている。また、インターネット上における様々な言説等を契機として、特定のテロ組織等と関わりのない個人が過激化するいわゆるローン・オフエンダーの脅威も現実化している。

③ サイバー空間を通じた犯罪・テロのグローバル化

サイバー空間が、全世界において重要な社会経済活動が営まれる公共空間となる中、サイバー空間をめぐる脅威は、グローバル化し、深刻の度を増している。

注：我が国社会において、令和4年におけるインターネット利用者の割合は84.9%、個人のモバイル端末の保有者の割合は85.6%となっており、特に、20～59歳に係るインターネット利用者及びモバイル端末の保有者の割合は90%を上回っている。また、SNSを利用している個人の割合は80.0%となっており、特に、13～39歳に係る割合は90%を上回っている。
(令和4年通信利用動向調査（総務省）(https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/230529_1.pdf))



ア 国境を越えて敢行されるサイバー事案・組織犯罪

ランサムウェアと呼ばれる不正プログラムによる被害は、全世界で深刻化しており、国内においても、サプライチェーン全体の事業活動や地域の医療提供体制に影響を及ぼす事例が確認されるなど、被害が拡大し続けている。

令和4年中、ランサムウェアの感染経路については、VPN機器^(注1)やリモートデスクトップ^(注2)からの侵入が全体の8割以上を占め、テレワーク等に利用される機器等のぜい弱性や強度の弱い認証情報等を利用して侵入されたと考えられるものが大半を占めている。

また、SNSの普及等により国内外の間の連絡が容易となる中、犯罪者グループの中には、犯罪の実行に当たっての役割分担を細分化させ、そのネットワークを海外にまで広げているものもみられる。こうした犯罪者グループには、指示役と実行役との間の指示・連絡に秘匿性の高い通信手段を用いているものや、国内外の金融機関を利用してマネー・ローンダリングを行うものがあるなど、情報通信技術やサイバー空間を利用しながら国境を越えて犯罪を敢行している。

イ 国家を背景に持つサイバー攻撃集団等によるサイバー攻撃

近年、我が国の事業者や学術関係者等を標的としたサイバー攻撃が発生しており、これらの中には、国家を背景に持つサイバー攻撃集団によるものがみられる。

例えば、北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスと称されるサイバー攻撃集団が用いる手口と同様のサイバー攻撃が、我が国の暗号資産交換業者に対してなされており、数年来、我が国の関係事業者もこのサイバー攻撃集団によるサイバー攻撃の標的となっていることが強く推察される状況にある。

また、海外の政府機関や重要インフラ分野の関連企業・施設等に対するサイバー攻撃も後を絶たず、これらの攻撃についても、国家を背景とするサイバー攻撃集団の関与が疑われるものがみられる。我が国においては、令和4年9月、「e-Gov」等の政府機関等が運営する複数のウェブサイトが一時的に閲覧不能となる事案が発生し、時期を同じくして、親ロシアのハッカー集団とされる「Killnet」等が犯行をほのめかす声明を発表したことが確認されている。

注1：Virtual Private Networkの略。インターネットや多人数が利用する閉域網を介して、暗号化やトラフィック制御技術により、プライベートネットワーク間が、あたかも専用線接続されているかのような状況を実現するための機器

注2：106頁参照（第3章）

② 治安に関する国民意識の変化

我が国の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が平成14年にピークとなって以来、令和3年までの19年間にわたって刑法犯認知件数が一貫して減少するなど、統計的な指標の面においては、着実に改善してきた。一方、こうした指標の改善と比較して、国民の体感治安の改善は限定的なものにとどまっており、1で述べた社会の変容を背景とした、多様な治安課題に対する国民意識の高まりや、治安の一層の改善に対する国民の期待が反映されているものと考えられる。

(1) 我が国の治安情勢全般に関する国民の認識

① 犯罪情勢に関する指標の動向^(注1)

我が国における刑法犯認知件数は、官民一体となった総合的な犯罪対策や様々な社会環境の変化を背景に、総数に占める割合が大きい自動車盗、傷害及び暴行等の街頭犯罪及び侵入強盗や侵入窃盗等の侵入犯罪を中心として、平成15年以降大幅に減少している。令和4年の刑法犯認知件数は60万1,331件と、ピーク時の平成14年と比べ約225万件（78.9%）減少している。

② 国民の体感治安の動向

内閣府の最新の治安に関する世論調査^(注2)によれば、「日本は安全・安心な国だと思う」と回答した者の割合は85.1%（平成16年の調査では42.4%）となっており^(注3)、国民の体感治安には一定の改善がみられる。一方、「ここ10年で日本の治安は悪くなった」と回答した者の割合は54.5%で、依然として半数以上を占めている。

また、治安に関連した現在の日本社会に関する認識として、「偽の情報を含め様々な情報がインターネット上で氾濫し、それが容易に手に入るようになった」と回答した者の割合は64.4%、「人と人のつながりが希薄となった」は54.1%、「国民の規範意識が低下した」は33.0%となっている。

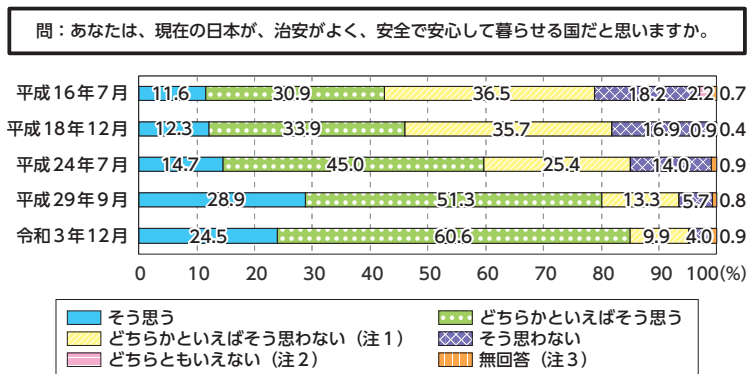
注1：詳細は、第2章参照

注2：内閣府の調査で、令和3年12月から令和4年1月にかけて全国の18歳以上の日本国籍を有する者3,000人に対して実施されたもの（<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r03/r03-chian/r03-chian.pdf>）。また、内閣府は、平成16年7月、平成18年12月、平成24年7月及び平成29年9月に同様の調査を実施している。

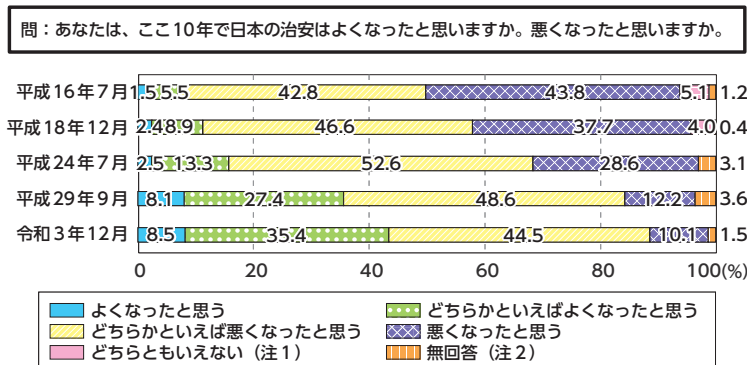
注3：平成29年以前の調査と令和3年から令和4年にかけての調査では調査方法が異なるため、単純比較は行わない。



図表特-1 治安に関する国民意識の推移（平成16年～令和3年）



注1：平成16年及び平成18年の調査では、「あまりそう思わない」となっている。
 注2：平成24年、平成29年及び令和3年の調査では、選択肢にない。
 注3：平成16年、平成18年、平成24年及び平成29年の調査では、「わからない」となっている。



注1：平成24年、平成29年及び令和3年の調査では、選択肢にない。
 注2：平成16年、平成18年、平成24年及び平成29年の調査では、「わからない」となっている。

(2) 多様な治安課題に対する国民意識の高まり

我が国の犯罪情勢は、全体的に改善されてきたものの、1で述べたような社会情勢の変化に伴い、被害が深刻化しているサイバー事案や特殊詐欺等、従来の街頭犯罪や侵入犯罪に重点を置いた犯罪対策では捉えられない事象が生じており、治安課題が多様化している。ここでは、治安に関する世論調査において「自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪等」として高い割合が示されている犯罪等を中心に、その結果も引用しつつ、近年における国民意識の変化に触れる。

① サイバー空間をめぐる脅威に対する国民の不安

治安に関する世論調査によれば、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪等として、不正アクセスやフィッシング詐欺等のサイバー犯罪を挙げた者の割合は52.3%（平成16年は24.2%^(注1)）となっているほか、自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所としてインターネット空間を挙げた者の割合は53.9%（平成16年の調査では19.1%）となっている。

サイバー空間をめぐる脅威は、依然として深刻な情勢にあるところ、社会のデジタル化が進展し、インターネットの利用が日常生活に不可欠なものとなる中で、国民がサイバー空間をめぐる脅威に不安を感じているものとみられる。

② 特殊詐欺をめぐる国民意識

治安に関する世論調査によれば、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪等として、特殊詐欺や悪質商法等の犯罪を挙げた者の割合は52.6%（平成16年は28.4%^(注2)）となっている。

特殊詐欺については、暴力団、匿名・流動型犯罪グループ^(注3)が、犯行手口を巧妙化させ、犯行の分業化と匿名化を図った上で、組織的に敢行している実態にある。

注1：平成16年、平成18年、平成24年及び平成29年の調査では、「インターネットを利用した犯罪」となっている。

注2：平成16年の調査では「いわゆる「オレオレ詐欺」や悪質商法などの詐欺」、平成18年、平成24年及び平成29年の調査では、「振り込み詐欺や悪質商法などの詐欺」となっている。

注3：128頁参照（第4章）

③ 女性や子供に対する犯罪をめぐる国民意識

治安に関する世論調査によれば、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪等として、配偶者からの暴力や児童虐待等の家庭内での犯罪を挙げた者の割合は26.0%（女性は28.8%）、児童ポルノ、児童売春等の子供に対する犯罪を挙げた者の割合は24.4%（女性は26.6%）、痴漢や強制わいせつ等の性犯罪を挙げた者の割合は23.9%（女性は26.1%であり、平成16年は23.2%）となっており、いずれも4分の1程度の割合を占めている。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な影響をもたらすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援の強化が求められている。こうした中、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和5年3月には、取組の継続・強化を目的とした「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が決定されるなど、政府による取組が推進されているほか、累次の立法措置^(注1)が講じられた。

児童虐待については、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が年々増加しており、令和4年中の通告児童数は過去最多の11万5,762人となっている。さらに、配偶者からの暴力事案等の相談等件数は増加傾向にあり、令和4年は8万4,496件と、配偶者暴力防止法の施行以降で最多となった。

④ 重要犯罪^(注2)をめぐる国民意識

治安に関する世論調査によると、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪等として、殺人、強盗、暴行、傷害等の凶悪・粗暴な犯罪を挙げた者の割合は43.5%（平成16年は、殺人、強盗等の凶悪な犯罪が34.7%、暴行、傷害等の粗暴な犯罪が43.0%）となっている。

国民の体感治安に影響するとみられる殺人、強盗、強制性交等の重要犯罪の認知件数は、令和4年は9,535件で、9年ぶりに前年を上回った。また、世論調査後には、一般住宅等において多額の現金や貴金属等が強取される強盗等事件が連続して発生したことなど^(注3)により、国民の間で不安が広がっていることが懸念される。

⑤ 交通事故をめぐる国民意識

治安に関する世論調査によれば、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪等として、飲酒運転による交通事故やひき逃げ、妨害運転（あおり運転）等の悪質・危険な交通法令違反を挙げた者の割合が50.2%（平成16年は30.5%^(注4)）となっている。

交通事故情勢については、令和4年中の交通事故による死者数^(注5)は2,610人と、7年連続で減少し、警察庁が統計を保有する昭和23年以降の最少を更新した一方、子供が犠牲となる痛ましい交通事故や、高齢運転者による悲惨な交通事故が相次いで発生しており、子供をめぐる交通安全対策や高齢運転者対策の充実・強化に対する社会的要請が高まっている。

注1：平成29年、従来の強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とすることなどを内容とする刑法の改正がなされた。さらに、令和5年6月、強制わいせつ罪、強制性交等罪の構成要件を改めて不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪に整理することなどを内容とする刑法の改正がなされるとともに、性的な姿態を撮影する行為やその記録を提供する行為等を処罰することなどを内容とする性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律が成立し、関係規定は令和5年7月13日に施行された。

2：42頁参照（第2章）

3：このほか、令和4年7月には、街頭演説中の安倍晋三元内閣総理大臣が銃撃を受け殺害されるという重大事件が発生し、翌年の令和5年4月には、演説を予定していた岸田首相に向けて爆発物が投てきされる事案が発生した。また、同年5月、長野県中野市において、猟銃等を用いて警察官2人を含む4人が殺害されるという重大事件が発生した。

4：平成16年、平成18年、平成24年及び平成29年の調査では「飲酒運転による交通事故、ひき逃げ等の悪質・危険な交通法令違反」となっている。

5：144頁参照（第5章）

多彩な人材が活躍する 有機的な警察組織の構築

社会情勢の変容に伴い、複雑化する治安課題に対し、警察が的確に対処するためには、多彩な能力や豊富な知見を有する人材を確保・育成するとともに、こうした人材が活躍することができる環境の整備を行うことが必要である。警察では、多彩な人材が相互に力を合わせて迅速かつ的確に課題に取り組むことができる、先見性、発想力と創造性を持った有機的な警察組織の構築に向けた取組を進めている。

① 社会の急速な変容に適応する組織文化の醸成

警察では、「[「世界一安全な日本」創造戦略2022]（令和4年12月閣議決定）^(注)等に基づき、女性の採用・登用や、サイバー空間の脅威に対処するための人材を含む優秀な人材の確保等により警察の人的体制を強化するほか、警察職員の力を十分に発揮させるため、働きやすい職場環境の整備、災害や事故等の対応に従事する警察職員のメンタルヘルス対策の推進等に取り組んでいる。また、将来に向けて社会の変化に適応していくため、部門や職種にとらわれない若手職員を中心とした検討体制を設けるなど、多様な意見を踏まえながら組織運営の在り方について不断の検討を進めている。

CASE

未来の徳島県警察を創造するプロジェクトチーム（徳島県警察）

徳島県警察では、県警察の抱える重要課題やその他諸課題の検討に将来を担う若手職員の視点をより一層反映させるため、「未来の徳島県警察を創造するプロジェクトチーム」を平成26年度に発足した。

本チームは、部門や性別のバランスを考慮した上で、各部門を代表する若手職員で編成されたメンバーにより、組織体制の在り方や各部門・警察署における課題等について、徳島県知事との意見交換会のほか、複数回にわたる検討会を開催し、その検討結果を県警察の組織運営に反映させている。

本チームによる検討の結果、県警察における人材確保の観点から、「サイバー関連知識や心理師資格等、警察業務に活用可能な資格を有する人材について、新たな採用制度を新設してはどうか」などの提案を行い、サイバー捜査官の選考採用枠の拡充、公認心理師の選考採用枠の新設等を実施したほか、人材登用の観点から、「刑事部門に登用されるためには警察官として4年以上の経験が必要などとする経験年数等の登用基準が結婚、出産等の個人のライフサイクルと重なるため、希望するポストを諦めるなどの弊害が生じている」などの問題提起を行い、経験年数の短縮等、人材登用の基準の見直しを行うなど、県警察における人的・組織的な基盤の強化の取組に若手職員の視点を反映させている。

そのほか、女性警察官の増加や働き方改革への対応等のため、本チームから提出された意見を参考に、これまでに、時差出勤制度の創設やテレワーク、サテライトオフィスにおける勤務のほか、女性職員に配慮した施設整備等の施策を展開している。



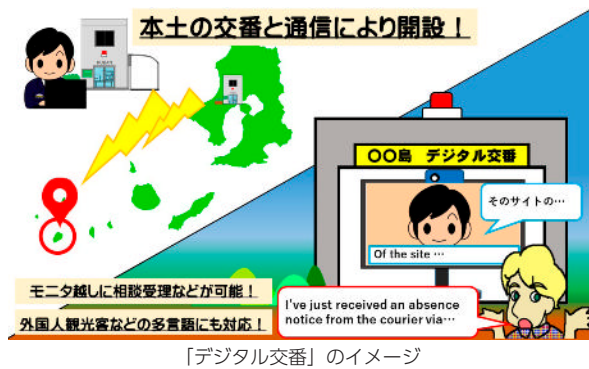
プロジェクトチームの検討風景

注： <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000119821.pdf>



CASE

警察業務の近未来創造ワークショップ（鹿児島県警察）



「警察業務の近未来創造ワークショップ」とは、少子高齢化や科学技術の発展等により社会が大きく変容する中、鹿児島県警察が解決すべき課題を効果的に解決することができる科学技術を選定し、こうした技術の導入によりどのように課題を解決することができるのかについて検討する取組である。検討テーマとなる技術は、遠い未来の夢物語ではなく、近い将来に実用化されることが見込まれるものを選定し、予算面の課題は度外視して、

導入により革新的に警察力が向上する技術を優先して検討することとした。

また、本ワークショップは、警察官、事務職員、情報通信部職員、県庁への出向者と、様々な部門の若手職員を軸に編成し、部門横断的な視点を持ち、柔軟にアイデアを創出しやすい環境を構築した。

このワークショップを通じて、生体認証とIC管理タグを活用した入退出ゲートや、有人離島において無人で開設可能なデジタル交番等、まさに警察官と事務職員、技術職員による混成チームだからこそ提案可能なアイデアを議論することができ、通常の警察業務では経験しがたいクリエイティブな感覚を養う、非常に貴重な経験となった。

導入例がない先端技術の導入には、予算面の課題や情報セキュリティ上の課題等から、関係各所の合意や長期間の調整を要することが多いが、このようなワークショップの活動により、これらを効率的かつ合理的に推進することができている。

② 様々な能力や知見を有する職員の確保と活用

警察では、能力と適性を有する優秀な人材を確保・育成し、複雑化する治安課題に的確に対応するため、合同企業説明会への参加、警察庁ウェブサイトや民間就職サイトを通じた情報提供を行うとともに、女性警察官の採用拡大や中途採用を含む採用の多様化を図っている。また、多彩な能力等を有する人材が家庭の事情等があっても活躍することができるよう、仕事と家庭を両立することができるような職場環境の整備等も推進している。

高度の専門性を有する人材の確保・育成のため、専門試験を実施するなどして採用した職員を、最先端の技術的な知見が求められる研究活動や、高度な技術が必要な難易度の高い業務に従事させ、更なる技術等の向上を図っている。

また、警察組織には、このような専門職員等だけではなく、一般の警察官、一般職員等として採用され、採用前後における資格の取得や警察以外の職務経歴、長年にわたる警察実務経験の蓄積等により卓越した専門的な知見等を有する職員が勤務している。このような職員は、高度な専門性が求められる業務の遂行、先見性や新たな発想を生かした警察業務の高度化、重大な事案への迅速かつ的確な対応等に貢献している。また、これらの職員のうち、特に実務経験が豊富で卓越した専門的スキル・知識を有する職員を「技能指導官」^(注)と位置付けるなどし、他の警察職員の専門的スキル等の向上を図っている。こうした職員が個々の能力を生かしながら活躍していくことは、警察が複雑化する課題に対処し、国民の期待と信頼に応える上で非常に重要である。

ここでは、専門職員等として採用され研究員等として活躍している警察職員や、専門的な知見及び豊かな実務経験等を有し、それぞれの分野で活躍している警察職員を紹介する。

(1) 刑事警察等をめぐる情勢と人材の確保・育成等

刑法犯認知件数の総数は20年ぶりに前年と比べて増加している。また、特殊詐欺については、認知件数、被害額が共に前年より増加するなど、深刻な状況にある。

警察では、重要犯罪や構造的な不正事案等の様々な課題に対応するため、警察捜査における情報分析の高度化、犯罪捜査に資する科学技術の研究等や犯罪被害者支援のための人材の確保・育成等に取り組んできたところであるが、複雑化する治安課題に対処し続けるべく、このような取組を継続・強化していく必要がある。

CASE

公認会計士の資格を生かした財務捜査

神奈川県警察本部刑事部捜査第二課 鍋田 祐司

私は平成28年4月、「財務捜査官」として神奈川県警察に採用されました。

採用以前は、公認会計士として経理専門学校や監査法人で働いていましたが、「会計監査では追及が難しい事案の真相に捜査で迫り、不正を暴くことで社会に貢献したい」という思いが強まり、財務捜査官の専門試験を受験しました。

財務捜査官とは、会計に関する専門的知識を生かして犯罪捜査を行う特別採用の警察官のことです。

私は現在、贈収賄事件等の政治や行政をめぐる不正、融資詐欺事件等の企業犯罪、補助金の不正受給といった経済をめぐる不正等を担当する刑事部捜査第二課に所属しており、会計帳簿や預金取引明細といった財務資料の精査・分析を行い、事件関係者の財務状況や経済状況等を明らかにしていく捜査に専従しています。以前に携わった詐欺事件において、被疑者らが経営する投資会社が、顧客から保証金を受け取った時点で既に経営破綻の状態にあったことを、財務諸表や会計帳簿等を精査することによって明らかにすることができました。

財務捜査は、時に膨大な量の資料精査を伴うなどの苦労もありますが、一つ一つの仕事を着実に積み上げ、的確な分析を加えることによって、犯人が巧妙に隠した証拠を暴き、その不正を白日の下にさらすという、非常にやりがいと魅力が詰まった仕事です。

私は、正直者が損をする世の中にならないよう、これからも、決して不正は許さないという強い気持ちで、職務に邁進していきたいと思っています。



注：実務経験が豊富であり、かつ、警察実務に関する卓越した専門的なスキル・知識を有する者

CASE

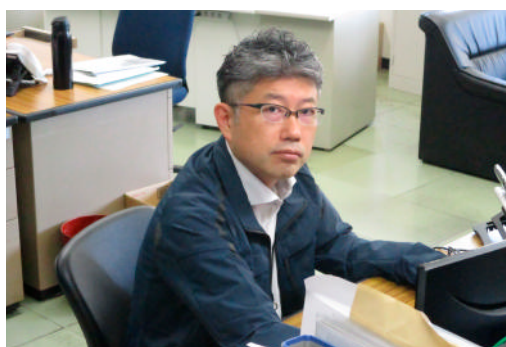
ニーズを踏まえたシステムの開発による捜査の効率化

山口県警察本部刑事部捜査支援分析課 先村 和之

警察官を目指したきっかけは、自分の心に芽生えた「悪い奴は許せない」という思いからで、刑事を志望した動機についても、「悪い奴を捕まえたい」という強い思いがあったからです。

私がプログラミングに取り組むこととなったきっかけは、警察署刑事課で勤務していた時、捜査で取り扱う膨大なデータを、速く、簡単に整理したいと考えたことでした。その後の勤務の中で、他の捜査員からも同様の相談を受けたことから、「便利なプログラムで現場の負担を軽減したい」という思いを強くし、独学でプログラミングの習得を始めました。

私が作成したシステムの一つに、通話状況を分析することができるシステムがあります。類似のシステムは民間企業でも作成されていますが、私は、自分自身の刑事としての経験を基に、現場の捜査員の誰もが簡単に使用することができるようにするための工夫をしており、刑事分野での長年の経験がシステム開発にも役立っていると感じています。



CASE

最先端の捜査支援のノウハウに基づくシステムの開発等

前 新潟県警察本部刑事部刑事総務課犯罪捜査支援室
(現 新潟県警察本部地域部通信指令課) 山谷 亜矢子

私は、大学時代に警察署で接した警察官の親身な姿に感銘を受け、国民の安全と安心を守る警察官の道を選びました。そして、交番勤務時代に殺人事件の捜査本部に加わり、粘り強い捜査によって犯人を浮上させ逮捕するまでに至った先輩刑事達の姿に感動し、刑事分野を志望しました。

その後、平成26年から2年間、警視庁捜査支援分析センター(SSBC)に派遣され、最先端の捜査支援のノウハウを学ぶ機会を得ました。



街中や駅の防犯カメラ映像から犯人の足取りを追う「リレー方式」の犯人追跡手法や、現場から寄せられる情報に基づき容疑者を浮上させる手法等を学びました。

帰県後は、刑事部刑事総務課犯罪捜査支援室に配属され、SSBCで学んだ防犯カメラ映像の追跡捜査、情報分析、犯罪者プロファイリング等の手法を活用して、殺人等の凶悪事件の捜査支援を行ったり、捜査を円滑に行うためのシステムの開発に従事したりしてきました。事件情報分析の手法を駆使して犯人を特定し、検挙に貢献するなど、学んできた手法と経験が、重大事案への迅速な対応・捜査に生きていると感じています。

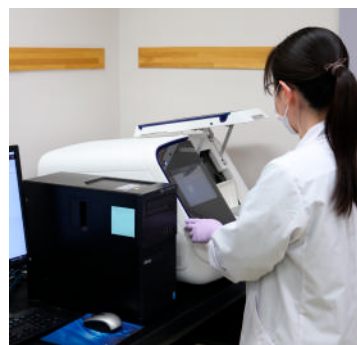
現在は、通信指令課に所属しており、捜査支援の業務からは離れていますが、捜査支援で学んだ知識等も役立てながら、日々仕事に当たっています。今の仕事も、捜査支援のノウハウを一層ブラッシュアップすることにつながるものと考えています。

CASE

犯罪捜査への活用を目指した体液検査をはじめとする新たな検査方法の開発・検証

科学警察研究所法科学第一部生物第三研究室長 阿久津 智子

私は、元々、生物や化学が好きだったことから、薬剤師になりたいと考え、大学は薬学部に進学しました。配属された研究室で、薬物代謝酵素の研究を通じて研究の面白さに目覚め、そこで得た知識や技術を医薬に関連することだけでなく、広く公共の利益のために役立てたいと考えるようになりました。そんな中、科学警察研究所が、犯罪捜査や犯罪予防に科学技術を役立てるための研究や鑑定等を行っている警察の研究機関であることを知り、私自身の目標や正義感が強い性格とも合っていると思い、科学警察研究所に入所しました。



私は、入所以来、大学での研究経験を生かし、犯罪に関連する血液や体液の検査法の開発や検証、その検証等の結果を活用した鑑定及び技術研修等を担当しています。犯罪現場には、事件の種類に応じて体液等の多種多様な犯人や被害者に結びつく資料が遺留されます。それらの資料からのDNA型検査は、犯人等の特定において重要であるのに対し、体液の識別検査は、どのような犯罪が起こったのかの立証や、DNA型が検出された人物の関与の推認において重要です。しかし、現状では、有効な検査法が確立されていない場合があることなどから、研究室員と協力し、新規検査法の開発や既存の検査法の改良を進めています。

開発した検査法は、地道な検証作業を経て鑑定実務に導入されます。実際に担当した鑑定において、私たちが開発した検査法を用いて、殺人事件で犯行に使用されたとされる凶器から、被害者のものとは別のごく微量の人血を検出することができ、そのDNA型が被疑者と一致したことから、犯人の特定に貢献することができました。検査法の開発・検証は大変なことも多く、鑑定実務への導入には大きな責任を伴いますが、犯罪捜査に効果的に活用されることで、これまでに得た知識や技術が公共の利益のために役立っていることを実感することができ、やりがいを感じています。

CASE

臨床心理士等の資格を生かし、被害者に寄り添う心理カウンセラーとして

埼玉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 登坂 比奈子



私は、大学で学んだ心理学を生かす仕事に就きたいと考えていました。就職活動の際、埼玉県警察で心理技術職員を募集していることを知り、自分の学びを生かせる職業であると思い、犯罪被害者支援室のカウンセラーを志望しました。

カウンセラーと聞くと、病院や相談室で相談者の話を聞いてアドバイスをしている、というイメージを持つ方も多いかもしれませんが、実は、カウンセラーの仕事は幅広く、様々な分野で、分野ごとの特徴を生かしたカウンセリングが行われています。その中でも、犯罪被害者支援室のカウンセラーの一番の特徴は、被害に遭われた直後から、被害者と共にいるということです。

犯罪被害に遭うことを予想して生活をしている人はいません。そのため、犯罪被害に遭った直後には、大きな精神的なショックを受けて、混乱し、不安な気持ちになることが多いものです。そのような時に、被害直後から被害者に寄り添い、不安や悩みを聞きながら、「心理教育」と呼ばれる被害後の心理状態の説明、警察署や病院への付添い等により、被害者の精神的負担を少しでも軽減するような支援を心掛けています。心理学の知識を生かし、被害直後から被害者の方にアプローチすることは、犯罪被害者支援室のカウンセラーだからこそできることだと感じています。

声を上げてくれた被害者の勇気に応えられるよう、被害者の下にいち早く駆け付け、被害者と共にいるカウンセラーでありたいと思います。

(2) 交通警察をめぐる情勢と人材の確保・育成等

交通事故による死者数は減少傾向にあり、令和4年中は警察庁が保有する統計史上最少を記録したが、子供が犠牲となる痛ましい交通事故等が発生するなど、依然として悲惨な交通事故が多く発生している。また、自動運転の早期社会実装を目指して、全国で様々な事業者等による公道実証実験が行われたり、電動キックボード等の新たなモビリティが登場したりするなど、道路交通をめぐる課題は複雑化している。

警察では、安全かつ快適な交通を確保するに当たっての様々な課題に対応するため、交通事故抑止等のための人材の確保・育成等に取り組んできたところであるが、複雑化する治安課題に対処し続けるべく、このような取組を継続・強化していく必要がある。

CASE

交通死亡事故抑止を目的とした交通心理学の知見に基づく調査研究等

神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転教育課兼交通総務課 菅野 裕

私は、大学の心理学科に在籍していた頃、行動観察（科学的なプロセスに基づき人や動物の行動を査定するという心理学上の手法）への興味が膨らんだことから、交通部門専門の心理職として採用されました。

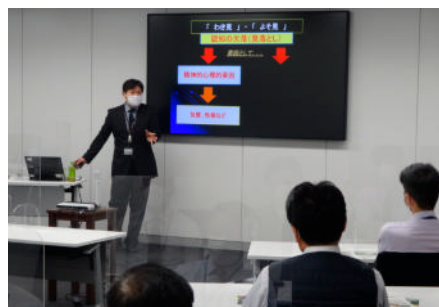
神奈川県警察において、事業者等がドライバーに安全運転を実践させる「安全運転管理」の支援を任務として活動する心理職は、1960年代初頭から、交通心理に関する調査研究及び教養に関する業務を担ってきました。

例えば、取消処分者講習受講者を対象に久里浜アルコール症センター（現国立病院機構久里浜医療センター）と共同で実施した飲酒運転者に関する研究では、飲酒運転の経験者にはアルコール依存症の者が多く、身体に対する飲酒の影響等に関する知識が不足していることを明らかにし、これがエビデンスの一つとなっており、飲酒運転者に対する運転者教育において、自己の摂取した飲酒量と含有される純アルコール量の計算方法や、日々の飲酒量のモニタリングと身体への影響等、飲酒行動に関する教育が全国的に導入されるようになりました。

近年では、科学警察研究所への研究協力を通じて、取消処分者講習の受講者に対して、周囲への行動に対する誤った認知が自身の不適切な行動につながることに付き認識を促し、適切な行動への変容を目指すという「認知行動モデル」を提唱し、新たな教育技法の開発や、それを実践する全国の担当者を養成する講習に結び付けています。

また、外部の専門機関と連携しつつ、他分野の知見や最新の知見を採り入れ、エビデンスの蓄積・刷新を図っています。調査分析に関する学会等への発表も、有識者による結果の精査とエビデンスの共有という意味で、交通事故防止の実践者にとって相互に有益です。

交通心理の専門家として、調査研究や他機関への研究協力、事業所への支援等を通じ、安全運転管理をはじめとする交通事故抑止のための対策の一層の向上に貢献していきます。



CASE

時代の変化に即応する交通事故分析

茨城県警察本部交通部交通総務課 益子 慶一郎

私は、警察官の制服姿に憧れて警察官を志望しました。拝命後、警察署での外勤勤務中、無謀な運転により児童が死亡する交通事故が続発し、悲惨な交通事故をなくすために自分は何ができるのかと考えるようになり、交通分野を志望しました。現在、私は、交通総務課の事故分析係で、交通事故データの分析や統計資料の作成等を担当しています。採用時は、警察官として拝命しましたが、拝命後に聴覚障害を有するに至り、行政職員に転身したのです。

従来の分析業務は、数値を抽出して交通白書等の統計資料を作成することが中心でしたが、現在は、蓄積された過去のデータから、季節や時季ごとの交通事故の特徴等を予測し、画像やグラフ等を活用した資料を作成して発信するなど、幅広い知識とスキルが必要とされる業務に変わってきました。



「グーグルマップと連携した交通死亡事故マップ」の概要

交通事故を1件でも減らすため、自らの知見を生かして貢献していきたいと思えます。



私が平成25年に茨城県警察ウェブサイト公開した「グーグルマップと連携した交通死亡事故マップ」も、このような情報発信の流れに沿って誕生しました。

茨城県内の交通死亡事故は、交通量の多い幹線道路だけではなく、田園地帯や住宅街の一角など、身近な生活道路でも発生しています。このマップは、多くの人に「近所で死亡事故が発生している」と伝え、県民自らが交通事故を身近な問題として再認識することで、交通事故の抑止につなげようとするものです。

CASE

GISを活用した交通事故抑止システムの開発

前 愛媛県宇和島警察署交通課長 (現 中国四国管区警察局四国警察支局警務・監察課) 渡邊 和允 かずちか

私は、大学卒業後、ソフトウェア開発会社でシステムエンジニアとして5年、自動車販売会社で営業担当として2年の職を経験しましたが、「社会や人々の安全・安心のため」という警察の仕事に魅力を感じ、警察官を拝命しました。拝命後は、自動車販売会社で働いていたこともあり、交通分野への関心が高く、交通警察部門に進みました。

交通警察では、一瞬の不注意で交通事故を招いて人生の歯車を大きく狂わせる人や、その家族を目の当たりにします。交通警察に携わる職員は、常に「交通事故抑止」というワードを頭に浮かべ、「何とかしたい」と思っているはずで

私もそのような一人であり、「自分にできることはないか」と考え模索した結果、GISを活用して「公開型交通事故マップ」の開発に至りました。これは、県警ウェブサイト上の交通事故オープンデータ閲覧者が自由に操作し、発生場所、発生日時、天候、航空写真による道路形状等を地図上で確認することができるシステムです。開発に当たって、私が民間企業時代に身に付けた異なるシステム間の連携に係る開発ノウハウや、当時の仲間と開発に当たっての意見交換や技術的な相談をすることができるといった人脈を生かし、システムを利用する国民の方々を目線に立って、利用しやすいシステムの構築を心掛けました。

交通事故マップの開発は、交通指導取締りとは違い、ドライバーに直接働き掛けるものではありませんが、交通事故マップの閲覧数が日々増加するなど、多くの人の安全安心に貢献できていると実感しています。

私は、現在、中国四国管区警察局四国警察支局警務・監察課に出向し、交通警察部門から離れていますが、今後も、これまでの経験を生かして、国民の安全安心の確保に資する仕事に携わることができればと考えています。



CASE

交通安全施設等の整備による交通事故防止対策

埼玉県警察本部交通部交通規制課交通管制センター所長 山崎 晃由

私は、かつて警察職員として勤務していたことがある恩師に憧れて警察職員を目指し、社会人になると同時に警察に入りました。警察に入ってから、信号機による交通整理に魅了されて交通警察を志望しました。

交通技術の面白さは、信号サイクル調整には正解がなく、1秒単位の細かな調整で成果が目に見えて得られるというところと、信号灯器のLED化等、自分の仕事が社会の一部になっていくというところにあります。

私は、信号機のある横断歩道で通学児童が手を挙げて横断中に、右左折車両にはねられて亡くなる痛ましい交通事故が連続したことを契機に、「歩行者優先信号機」を全国で初めて開発しました。



(執筆者は左)



車両感知器により、交差点に接近した車両を感知し、歩行者用灯火を青色から赤色に変える。

スクランブル交差点

車両からの見え方

歩行者からの見え方

車両の誤発進を防止するため、歩行者用灯器に視角を制限するフードを設置

「歩行者優先信号機」とは、歩車分離式で斜め横断が可能な「スクランブル信号」のうち、歩行者用信号の灯火を常時青色表示とし、車両を感知したときのみ車両用信号の灯火を青色表示とする信号制御がなされている

るものです。画像センサーを用いることで車両の感知に使用する機器の柱をなくしたほか、画像感知器が故障しても信号機が動作する仕組みである「フェールセーフタイマー」を設置したり、歩行者用信号の灯火を車両から見えないように視角を制限するフードを活用したりするなど、交通事故を防ぐための様々な工夫がなされています。

この「歩行者優先信号機」の開発に関し、平成24年、オーストリアで開催された「ITS世界会議」に参加し、警察史上初となる優秀論文賞を受賞しました。今後も、教育訓練への貢献や開発・研究を通じ、世界一安全な道路交通環境づくりに貢献していきたいです。

(3) 警備警察をめぐる情勢と人材の確保・育成等

首都直下地震及び南海トラフ地震等の巨大地震のリスクや、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化等をはじめ、緊急事態への対処能力の一層の向上が求められている状況にある。

警察では、緊急事態対処等に係る様々な課題に対応するため、集団警備力の充実等のための人材の確保・育成等に取り組んできたところであるが、複雑化する治安課題に対処し続けるべく、このような取組を継続・強化していく必要がある。

CASE

演劇で学んだ表現力を武器に「声の警備力」を発揮

私は、テレビ番組で映っていた警察官が凶悪犯人を勇猛果敢に逮捕する姿に憧れて警察官を志望しました。警察官を拝命後の平成25年6月4日、サッカー日本代表がW杯ブラジル大会出場を決めました。当時、警察学校に入校中であった私は、巧みな話術で優しく語り掛け、大勢の観衆を的確に誘導する機動隊員の姿に釘付けとなり、「将来はこの仕事がしたい」と直感的に思いました。

また、私は、人前で表現することが好きで、高校では演劇科、大学では芸術学科で劇表現やクラシックバレエ、狂言といった舞台芸術を学んでいたことから、この経験が生かせるのではないかと、という考えもありました。

現在は、念願叶って、警視庁警備部第一機動隊広報係で勤務しています。機動隊広報係は、花火大会等多くの人が集まる雑踏警備において、観衆を的確に誘導し、雑踏事故を未然に防ぐことが任務であり、警備広報は、「声の警備力」とも言われます。

警備広報は、人々から注目を浴びることで、初めてその力を発揮します。そのため、一方的な発信にならないよう、相手の反応をよく観察して言葉や声色を変化させ、常に視線を向けてもらうことが重要であり、観衆を惹きつけ、魅了するという点で、演劇に通ずる部分があります。しかし、役者を観るために劇場に足を運ぶ演劇の観客とは違い、花火大会を訪れる人々は、初めから私に興味があるわけではありません。状況を見極め、声の表情や言葉選びを工夫するなど、試行錯誤しています。

そして何より、生の現場に台本や筋書きはありません。何が起こるか分からない現場において、突発事案にも迅速に対応することができるよう、あらゆる状況を想定した案文集を作成し、訓練を繰り返し行うなど、事前準備を徹底しています。

今後も、演劇の経験を生かしながら、警察官の発する言葉の重みを自覚し、「声の警備力」に磨きをかけて、都民・国民の負託に応えるべく邁進していきたいと思えます。

警視庁警備部第一機動隊 武田 真偉 さな

CASE

建築学に学ぶレスキュー活動

警視庁警備部第一機動隊 山岸 正則



私は、大学院修士課程建築学科修了で、主に構造学を専攻していました。私は、大学で学んでいた頃から、その知識等を生かして「人命救助や二次災害から人々を守りたい」という思いがあったため、平成14年7月に警視庁巡查を拝命しましたが、大学院修士課程を修了したのは、平成16年3月です。

というのも、私は、大学院在学時に警視庁警察官採用試験に合格したことから、警察学校への入校時には大学院を一旦休学し、警察学校を卒業すると同時に復学したからです。地域警察官として勤務をしながら、休日を活用して東京から群馬県に所在する大学院まで通学し、数々の鉄筋コン

クリート柱の耐久試験を実施するなど、建築学を徹底的に学びました。

一見、警察活動とは無縁と思われる建築学ですが、思わぬ形でその知識・経験を生かす場面がやってきました。

それは、平成23年に発生した東日本大震災です。

私は、倒壊した建物の瓦れきやコンクリート壁の合間を縫って、行方不明者の捜索・救助活動に従事していましたが、倒壊建物の現時点での構造的な弱点はどこにあるのか、建物のひび割れから発生する鉄筋の腐食が既存のものなのか、地震後のものなのか、これらの倒壊建物への影響、鉄筋の破断状況、余震が倒壊建物へ与える力のベクトルはどこへ向かうのかなど、様々な建物の状況を現場で判断し、危険を事前に察知することで、救助活動中の部隊の安全を確保することができました。

学生時代の知識・経験を、「関係なさそうだから」という過去のものにしてしまうのではなく、時折当時を懐かしみながら反すうし、新しい情報へアップデートする努力を怠らずに、日々職務に邁進していきたいと思えます。

(4) サイバー警察をめぐる情勢と人材の確保・育成等

ランサムウェアによる被害が広範に及んでいるほか、国家を背景に持つサイバー攻撃集団によるサイバー攻撃も確認されているなど、サイバー警察をめぐる情勢は、極めて深刻な状況にある。

警察では、サイバー空間の脅威に係る様々な課題に対応するため、サイバー事案について高度な知見を有する人材の確保・育成等に取り組んできたところであるが、複雑化する治安課題に対処し続けるべく、このような取組を継続・強化していく必要がある。

CASE

ITエンジニアの技術を活用した国際サイバー事案捜査

関東管区警察局サイバー特別捜査隊 大熊 隆志

私は、エンジニアとして、民間企業で営業や物流に関するシステム開発に従事していましたが、この技術を使ってもっと世の中の役に立てる仕事をしたいと思い、平成14年に千葉県警察の特別捜査官に応募し、サイバー犯罪捜査官としての道を歩み始めました。

千葉県警察のサイバー犯罪対策課では、他人のアカウントに対する不正アクセス禁止法違反事件や、ソフトウェアをインターネット上で違法に販売した著作権法違反事件等の捜査に従事したほか、マルウェアに感染したサーバを持つ企業等に対して対処に必要な情報を提供することで被害の拡大を防止するといった活動を行うなど、検挙と対策の両面からサイバー空間における脅威に対処してきました。

現在は、令和4年4月に創設された関東管区警察局サイバー特別捜査隊で勤務しています。サイバー特別捜査隊は、豊富な経験を持つ優秀な職員が、全国警察の様々な部門から集まっており、自分自身の技術力もより高めながら、お互いの知識・経験を基に新しいアイデアを日々生み出すことができる刺激的な職場です。また、各都道府県警察と協力して、様々なサイバー事案の捜査に従事しています。さらに、海外の捜査機関とも緊密に連携し、日本警察だけでは解決困難な事案にも取り組み、成果を上げています。

今後も、サイバー特別捜査隊員として職務に邁進し、安全で安心なサイバー空間の実現に貢献していきたいと思います。



CASE

独学で学んだプログラムや事件捜査の経験を生かしたシステム開発

山形県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 荒井 藤博



私は、サイバー犯罪対策課で、再任用職員（63歳）の県技能指導官として勤務しています。民間企業で4年間勤務していた際、人々の生活の根底にある安全安心の確保に携わる警察の仕事に魅力を感じ、心機一転、警察官を希望しました。警察官を拝命した後、不正を行うハッカーを許せないという思いから、独学でプログラムを作成していたこともあり、現場の第一線である警察署から情報管理課解析係に異動し、それ以来、通算25年間にわたって解析業務に従事してきました。

デジタル・フォレンジックを中心に、約870にも及ぶ事件捜査に携わる傍ら、その経験を生かし、防犯カメラ映像の解析にAIを利用し、人や車両等が映っている部分を自動で検知して画像化するシステムや、壊れたDVDからデータを復元するシステム等、捜査に役立つシステムの開発にも取り組んできました。

システム開発の多くは、事件捜査での解析中に思い付きます。警察官の視点で、「これはシステムを作った方が便利だ」と思ったことを、システム化に生かしています。そのため、私が開発したシステムは、警察の現場にぴったりのものになっていると思います。

③ 多彩な人材が活躍することができる環境の整備

2では、多彩な人材が、採用区分や職種の別、性別等に関係なく、意欲と高い専門性を持って様々な分野で活躍していることを紹介したが、こうした多彩な人材がその能力や知見を十分に発揮するためには、人材が活躍することができる環境が必要である。警察では、全ての職員がその能力を最大限に発揮することができるよう、一人一人がやりがいを感じながら生き生きと働くことができる職場づくりを推進しており、ここでは、そのような取組の一端を紹介する。

(1) 全ての職員が働きやすい職場づくり

有能で意欲のある人材が高いモチベーションの下で業務に取り組むためには、個性を持った一人一人の職員が尊重されることはもちろん、それぞれが置かれている生活環境等にかかわらず、全ての職員にとって働きやすい職場環境を整備することが不可欠である。警察では、仕事と家庭を両立することができる職場環境の整備をはじめ、職員の意欲を引き出すための取組を推進している。

CASE

ファシリテーションを活用した職場の活性化 ～「ゼロベースで考える会議」の仕組みづくり～ (山形県警察)

令和3年9月から、「自ら考える職務倫理教養」を推進する観点から、ファシリテーション形式の小集団会議手法を取り入れ、その定着と進展を図っている。

既存概念にとらわれない「ゼロベースで考える会議」の仕組みづくりとして、「他人の意見を否定しない」、「発言はその場限り」を原則とするとともに、付箋に意見を書いて貼り出す「付箋会議」の手法を織り交ぜ、参加者の主体意識と発言内容の可視性を高めているほか、参加者の自由で新しい発想と発言を促すため、「根拠がなくてもよい」、「責任を取らなくてもよい」、「できそうにないことでもよい」の3つのルールを明示し、参加者の心理的安全性を確保するための工夫もしている。

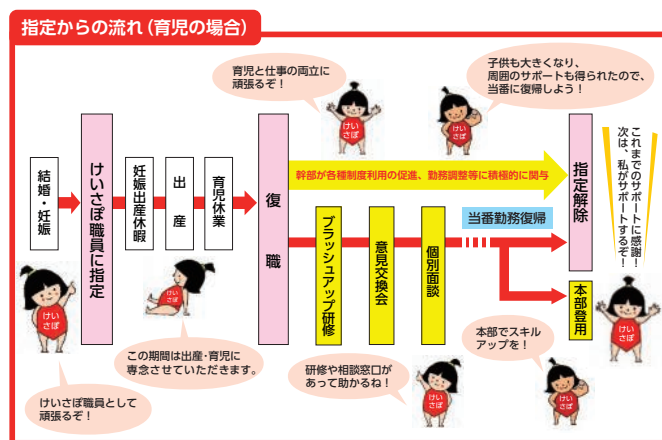
職務倫理を考える場としてスタートしたものの、現在では、業務の合理化、若手の育成等のあらゆるテーマに幅を広げており、職員相互の理解が深まることで職場の活性化につながるという相乗効果もあることから、今後もその定着と更なる進展を図っていく。



「付箋会議」の様子

CASE

第一線の刑事組織犯罪対策警察職員サポート制度 (けいさぼ制度) (警視庁)



第一線の刑事組織犯罪対策警察職員サポート制度 (通称: けいさぼ制度)

「けいさぼ制度」とは、迅速かつ確かな事案対処が日常的に求められる第一線の刑事組織犯罪対策業務において、妊娠、出産、育児、介護等のライフイベントと調和した勤務環境を実現するためのサポート制度である。警察署の刑事組織犯罪対策担当の職員を対象として、個々の事情を踏まえた配置・運用や勤務調整を行うほか、育児休業から復職する職員を対象としたブラッシュアップ研修、育児休業等の取得者が所属する部署への本部員の応援派遣等を実施している。

本制度を利用した職員から、「育児休業の取得により妻の負担を軽減し、諦めかけていた刑事を続けられる」、「本制度が幹部

まで広く周知されており、理解が得られている」などの声が届いているほか、職員の配偶者からも、「一度は刑事を諦めかけた妻が、仕事に対する意欲を高め、目標を持って勤務している」などの声が寄せられている。また、管理職の立場の職員からも、「仕事と家庭の両立について幹部や男性職員が意識改革をするきっかけとなった」、「結婚・出産しても刑事を続けられるという若手職員の安心感の醸成につながっている」などの声が寄せられている。

CASE

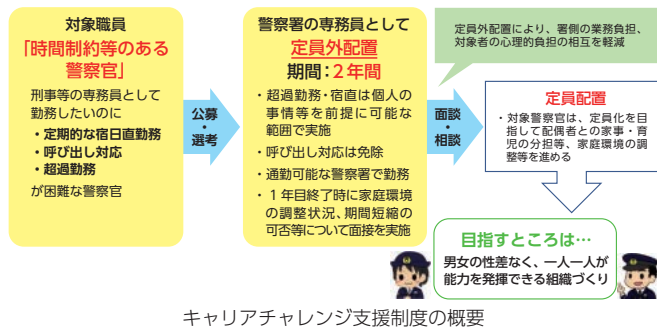
勤務時間等に制約のある警察官のキャリアチャレンジ支援制度（滋賀県警察）

育児、介護等の事情を抱える警察官のキャリアアップを支援し、組織力の底上げを図るため、勤務時間等に制約を有するものの、意欲・適性を有する警察官を対象に、警察署の専務員（生活安全課、刑事課、交通課、警備課等で勤務する警察官）として一定期間特別に配置して捜査等の実務を経験させる「キャリアチャレンジ支援制度」を運用している。

近年、育児のために宿直勤務ができないなどの様々な勤務上の制約により専務員として勤務することが困難な警察官が、自信や意欲を失ったり、やむなく退職したりするケースがみられるなど、貴重な人材の喪失が組織的な問題となっていた。そこで、職員それぞれの事情に配慮した支援制度を整備するため、当事者の声を聴きながら検討を進め、試行実施を行った上で、令和4年度から本制度の本格的な運用を開始している。

対象職員は、事案発生時の呼出しへの対応、宿直や時間外勤務については、管理職と相談しつつ可能な範囲で従事することとしているほか、制度利用の終了後には、対象職員を定員上専務員として配置することとしている。これまでに14人の育児中の警察官がこの制度を利用し、「仕事を任せられてやりがいがあり、周囲の理解もあってありがたい」などの声が寄せられているほか、職員の事情に応じた効率的な働き方が推奨される組織風土の醸成にも一役買っており、職員個人だけでなく、組織にとっても大きなメリットがある制度となっている。

勤務時間等に制約のある警察官のキャリアチャレンジ支援制度



特集

複雑化する社会に適應する警察組織と多彩な人材

CASE

警察職員のこころのケアの推進～カウンセラーとして～

岐阜県警察本部交通部（男性警察官・40代）

私は、大学時代に、全国白バイ安全運転競技大会での白バイに乗っていた警察官の姿を見て、非常に感動するとともに「白バイ乗りになりたい」という憧れを抱きました。このことが警察官を志望し、かつ、白バイ乗りを目指したきっかけです。

しかし、警察官拝命後に、自分自身が適応障害と診断されて退職し、職場復帰に当たってカウンセリングを受診したり、心理学を学んだりしたことで、少しずつ自信を取り戻すと同時に、仕事にも目標を持って取り組むことができるようになった経験があったため、この貴重な経験を組織に生かせないかと考え、「Employee Assistance Program（従業員支援プログラム）」について勉強し、カウンセラーの資格取得に至りました。このプログラムは、従業員が業務に影響する個人的な問題を解決するために専門的サポートをタイムリーに提供することによって、職場でのパフォーマンスの向上や維持を図ることを目的としたものです。

警察官は、職業柄、他人には話すことができない秘密があることも多くあり、また、特殊な仕事である警察官に特有の悩みや問題を抱えていることもあり、部外のカウンセラーに相談しても、悩みの全てを正直に話すことに抵抗を感じる場合があると思います。こうしたことを考えますと、警察官がカウンセラーの資格を取得することは、職場の環境を理解している、共に働く仲間だからこそ、悩みや問題について共感・理解することができ、仲間の不調や変化にもいち早く気付けるといった強みがあるのではないかと感じています。

私がカウンセラーの資格を取得してから約5年が経過しますが、資格を取得した際に一緒に学んだ仲間は、一般企業に勤める管理職の方が多く、一般企業でも社員のこころのケアには非常に力を入れているように感じました。その当時は、警察組織のこころのケアへの関心はまだまだ不十分な部分も感じていましたが、最近は、職員の相談体制が見直されるなど、警察組織の意識の変化を感じます。

しかし、今もなお、警察の仲間が自らの命を絶つ事案が発生するなど、今この時も一人で悩み苦しんでいる仲間がいるということを経験させられます。そういった悲しい事案を未然に防ぐため、今後ますます警察内部カウンセラーの重要性・必要性が理解され、有効に活用されるようになってほしいと強く願っています。

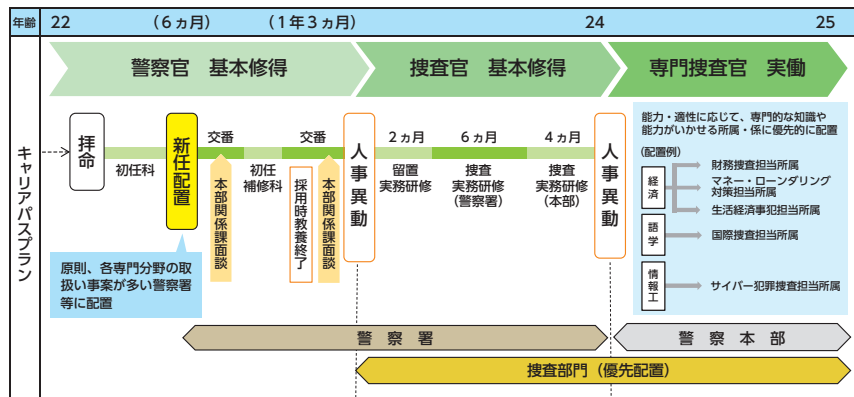
(2) 多彩な人材が持続的に高い専門性等の能力を発揮するための仕組みづくり

様々な知見や能力を有する人材が持続的に最大限のパフォーマンスを発揮するためには、働きやすい職場環境だけでなく、持続的に高い専門性等の能力を発揮することができるための仕組みづくりが必要であり、警察では、専門性を生かすことができるキャリアパスの形成、専門性を更に高めるための能力開発の支援等の取組を推進している。

CASE

専門捜査官の採用とキャリアパスプラン（福岡県警察）

福岡県警察では、専門的な知識・能力を有する人材を安定的に確保し、警察力の基盤の強化を図ることを目的として、平成7年度から、全国に先駆けて「警察官C（専門捜査官）」の採用試験区分を新設し、「経済」、「語学」、「情報工学」等の専門捜査官の採用を実施している。



最近においては、将来的に配置されることが想定される部署や、将来にわたる教育訓練・研修の見通し等を示すキャリアパスプランを策定・明示したほか、採用時の教育訓練に警察本部の関係部署による専門分野に応じた特別な課程を導入したり、捜査官としての基本的な知識・技能を習得するための実務研修の期間や研修先を個人の能力・適性により合ったものとしたりするなど、専門捜査官のキャリアパスを明確にして、その力を発揮することができる環境づくりを推進している。

これらの取組により、サイバー犯罪対策、匿名・流動型犯罪グループ対策、対日有害活動対策等に関係する所属に専門捜査官を優先的に配置することが可能となるなど、組織全体の捜査力の強化に貢献している。

CASE

学業と勤務の両立



島根県警察本部刑事部科学捜査研究所人文科 岡崎 麻依

警察官だった祖父に憧れ、警察組織で働くことを目的としました。大学院の修士課程で心理臨床学を専攻し、ポリグラフ検査に関連する研究をしていましたが、就職活動に当たり、大学で学んだ知識を最大限に生かしたいと考えた結果、科学捜査研究所で研究員として働くことを目指すことにしました。大学院在学中に科学捜査研究所から合格を受けたので、大学院を退学することも考えましたが、他県の科学捜査研究所には働きながら大学等に通学している人もいることを知り、採用後も勤務と学業を両立しながら研究を続け、心理臨床学の修士号を取

得しました。

この間、休日を活用して研究活動を進める一方で、職務に関連する大学院の行事には、職務専念義務の免除を受けて参加するなど、今後の警察活動に還元していくことを見据え、組織的なバックアップを得ることができました。

実際に鑑定の現場で働きながら研究活動が続けることで、研究結果の実用性や活用方法について、学生時代であれば思い付くことができなかった視点で考察や検討をすることができ、今後の鑑定業務に有用な成果や知見を得ることができた面もありました。鑑定と研究の両面で、現場の視点を忘れることなく、今後も研さんに励んでいきたいと思っています。

(3) 産官学の知見を幅広く活用するための取組

日進月歩で発展している科学技術のキャッチアップ、警察業務を通じた経験からのみでは十分に習得することができない知見の習得等のためには、警察内部の力だけではなく、産官学の知見を幅広く取り入れて活用する必要があり、警察では、出向等による人材交流や外部研修等の取組を推進している。

CASE

最先端の技術を有する民間企業等への派遣研修（埼玉県警察）

警察職員に最先端の知識や技能を習得させるべく、サイバー空間における様々なサービスを提供している金融機関や通信事業者等の民間企業等での研修制度を実施している。

具体的には、最先端の技術を有する民間企業等に警察職員を1年間派遣し、当該企業等の一職員として実際の業務に従事させる中で、サイバー事案捜査に有用な最新の技術を習得させようとするものである。この研修を通じて習得した技術を生かし、アプリケーションによる本人確認システムを悪用した私電磁的記録不正作出・同供用及び詐欺未遂事件を検挙するなど、犯罪捜査に大きな成果を上げている。

本研修制度により、派遣先企業との連携を強化することができるほか、得られた知見を職員に還元したり、県民に対する広報・啓発活動に活用したりすることができ、人的基盤の強化と県民の安全・安心の確保にもつながっている。

CASE

司法面接トレーナーの育成に向けた外部研修の活用（岐阜県警察）

事件等の被害者や目撃者となった児童に対する聴取を行う際には、児童の負担を軽減することや、児童の供述の正確性を担保するため、児童の心情や特性に配慮して行う必要がある。

岐阜県警察では、より適切な聴取の実施に資するため、大学が主催する聴取技法の指導員養成講座である「司法面接トレーナー研修」を警察官や少年育成支援官^(注)に受講させているほか、これを受講した職員を講師とした内部研修会を開催している。この講座では、面接の評価の仕方や模擬面接映像を用いたフィードバックの仕方等について学ぶことが可能であり、受講した職員は、学んだ知見を実際の事件対応や職員の指導等に活用している。



司法面接トレーナーによる内部研修の様子

注：岐阜県警察における少年補導職員（少年警察活動規則第2条第13号）の呼称

第3節

今後の展望

警察は、変容し続ける日本社会と、それに伴い新たに生じ、又は変化する治安上の課題に適切に対応していく必要がある。

第1節で触れた人口減少・少子高齢化は、日本社会が今後も直面する構造的な社会課題である。我が国の人口は、平成27年（2015年）国勢調査において初めて減少に転じ、令和2年（2020年）国勢調査においても、引き続き減少した。また、同年の国勢調査における総人口に占める15歳未満人口の割合は11.9%、65歳以上人口の割合は28.6%であり、15歳未満人口の割合は世界で最も低い水準、65歳以上人口の割合は世界で最も高い水準となっている^(注1)。人口減少・少子高齢化は、治安情勢への影響のみならず、就職適齢人口の減少等にもつながるため、警察においても、マンパワーの維持・向上が大きな課題となる。

こうした課題に対処するためには、第2節で述べたとおり、有能で意欲のある人材を確保するとともに、全ての職員がその能力を最大限に発揮することができる職場環境を整備することが不可欠であるほか、有限である人材が、治安の確保や国民の不安の払しょくのために真に求められるところで力を発揮することができるよう、警察運営の合理化・効率化を図ることや、リソースの配分の最適化を図ることも極めて重要である。

また、第1節において強調した情報通信技術をはじめとする科学技術の進展とそれによる社会の変容も、将来にわたり不可逆的に進行することが想定される。

我が国の治安の担い手たる警察は、これらの社会情勢の構造的な変容を引き続き注視し、構造的な変容が治安課題に与える影響を見極め、適時的確に対処しなければならない。

これまで、警察では、第2節で述べたとおり、様々な治安課題に対応するため、人材の確保・育成や体制の整備等、必要な取組を全国において進めてきたところであるが、今日、サイバー空間や先端技術の利用の拡大をはじめ、社会の諸情勢がめまぐるしく変化している中、例えば、サイバー空間における対処能力の向上に資する人材の確保・育成や、近年急速に進展しているAI（人工知能）^(注3)も含めた先端技術の活用等による警察活動の高度化も一層進めていかなければならない。

こうした認識の下、警察では、情勢の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、警察組織全体の最適化を図るための総合的な対策を、これまで以上に強力に推進していくこととしている。

様々な能力や知見を有する人材は、警察が社会の急速な変容に対応し、複雑化する治安上の課題に的確に対処するための原動力である。警察では、今後も変容していくことが見込まれる課題に対処し、国民の期待と信頼に応えることができる警察組織を構築するため、引き続き、多彩な人材の確保と活用に取り組んでいく。

注1：令和2年国勢調査人口等基本集計（総務省）(https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/outline_01.pdf)

2：Non-Fungible Token（非代替性トークン）の略

3：特に高度な対話型生成AIは、情報のアクセシビリティの向上、労働力不足解消から生産性向上まで、諸問題を解消する処方となるのではないかと期待もかけられている。



TOPICS トピックス

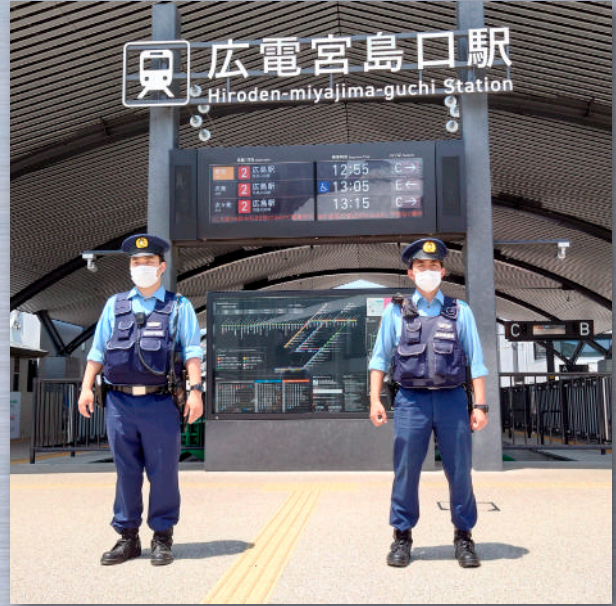
TOPICS

要人警護の強化に係る
警察の取組



TOPICS

G7広島サミット等の
開催に伴う警備



TOPICS

新たなモビリティや
自転車の良好な
交通秩序の実現



TOPICS

サイバー事案の被害の
潜在化防止に向けた
官民連携の取組



TOPICS

要人警護の強化に係る警察の取組

(1) 安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件を受けた警護の検証・見直し

令和4年(2022年)7月8日、奈良県奈良市内において、警護対象者である安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事案が発生した。

警察庁においては、警察による組織的な警護を実施していたにもかかわらず警護対象者の生命を守ることができなかったことを極めて重く受け止め、警察庁次長を長とする「検証・見直しチーム」を立ち上げ、同警護の問題点を明らかにする検証を行うとともに、検証の結果を踏まえて、今後講じるべき具体的な対策を検討した。

検証・見直しに当たっては、11回にわたって国家公安委員会に経過を報告し、同委員会における議論を踏まえながら、同年8月25日、「検証・見直し報告書」を取りまとめた。同日、同委員会においては、新たな警護要則を制定し、警護における警察庁の関与を強化することとした。

(2) 故安倍晋三国葬儀の執行に伴う警備

令和4年9月27日に行われた故安倍晋三国葬儀(以下「国葬儀」という。)は、新たな警護要則の下で迎える最初の大規模警備となった。国葬儀には、勅使、皇后宮使、上皇使及び上皇后宮使並びに秋篠宮皇嗣同妃両殿下をはじめとする皇族方が御参列されたほか、葬儀委員長を務めた岸田首相をはじめとする政府・政党要人、ハリス米国副大統領をはじめとする首脳級の要人を含む217の国・地域・国際機関からの代表等が参列した。

警察では、同年7月22日、警察庁次長を長とする「故安倍晋三国葬儀警備対策推進室」を警察庁に設置するとともに、警視庁をはじめとする関係警察において所要の警備体制を構築するなど、参列者の安全と行事の円滑な進行を確保するため、全国警察の総力を挙げて各種の対策を推進した。



国葬儀における警護

(3) 警護の強化に係る取組

① 警察庁の関与の抜本的強化

ア 情報の収集及び分析等

警察庁では、国家的又は全国的な見地から、警護を的確に実施するために必要な情報を収集し、こうした情報や都道府県警察が収集した情報等の分析・整理を行い警護上の危険度を評価することとし、その結果を都道府県警察に通報する仕組みを導入している。

イ 警護計画の基準の策定

警察庁では、警護を的確に実施するため、街頭演説等の屋外警護、講演会等の屋内警護といった警護を実施する場所の状況等に応じ、警護対象者への接近防止措置、警護員の配置等に関する警護計画の基準を定める仕組みを導入しており、都道府県警察は、当該基準に適合する警護計画を作成している。

ウ 警護計画案の審査

新たな警護要則では、都道府県警察が作成する警護計画案を警察庁が事前に審査することとされ、令和4年末までに警察庁が審査した警護計画案は約1,300件となった。



警察庁職員による現地指導

警察庁では、こうした審査を通じて、都道府県警察に対し、警護の実施において留意すべき事項等を指示している。

また、複数の警護対象者が一堂に会する警護や、多くの人が集まることが予想される警護等では、必要に応じ、警察庁職員を当該警護の実施が予定されている都道府県警察に派遣して現地指導を行っている。

エ 警護の実施に関する報告等

都道府県警察は、警護を実施したときは、当該警護の状況を確認した上で、今後の警護において留意すべき事項等を警察庁に報告している。警察庁では、引き続き、当該事項等を踏まえ、都道府県警察に対する指導等を行っている。

② 警護体制の強化

ア 警察庁における体制の強化

令和4年11月1日、警察庁警備局警備運用部に、警衛及び警護に関する事務を所掌する警備第二課を50名体制で新たに設置し、警護を担う体制を大幅に強化した。

イ 都道府県警察における体制の強化

警視庁においては、警護現場における態勢を強化するため、身辺警護に従事する警護員を増強するとともに、警備部警護課の体制を大幅に強化した。

道府県警察においても、警護を担う部署を警察本部に新設するなど、警護体制の強化を進めている。

③ 教養訓練の充実・強化

警察庁では、警護の指揮を行う幹部及び警護員のため、習熟度に応じた必要な知識・技能の習得や実践的訓練の機会の確保に資する体系的な教養訓練計画を作成している。警察庁及び都道府県警察では、同計画に基づく教養訓練を行っているほか、警察庁では、外国関係機関との情報交換等を実施し、教養訓練の充実・強化に努めている。

④ 装備資機材の充実

新たな警護要則では、警察庁は、警護の高度化に資する装備資機材に関する情報の収集を行うとともに、その開発及び導入に努めるものとされた。これを受けて、警察庁では、防弾壁等の防弾資機材、小型無人機等の整備を進めている。

⑤ 今後に向けて

警察としては、引き続き、警護対象者等との更なる連携や、警護についての国民の理解と協力を得るための取組を進めるとともに、警護の実施状況や情勢の変化等を踏まえつつ、警護の不断の見直しに努め、警護に万全を期すこととしている。

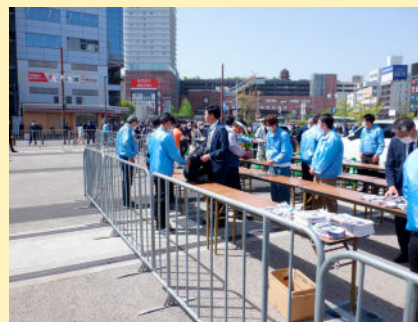
MEMO

更なる警護の強化に向けた取組

令和5年4月15日、和歌山県和歌山市内において、演説を予定していた岸田首相に向けて、警護が実施されている中で爆発物が投てきされ、その後、周囲に聴衆が所在する中で当該爆発物が爆発する事案が発生し、首相のみならず聴衆を危険にさらすという重大な事態となった。

本事案の発生を受け、警護の実施に至る和歌山県警察の対応のみならず、警察庁の審査の在り方を含めて事実関係を確認し、その分析・評価を行うとともに、警護に関する課題及びその解決策を検討した。この過程で、警察庁は、一連の経緯を国家公安委員会に報告し、同委員会における議論を踏まえながら、報告書^(注)を取りまとめた。

今後は、本報告書で示した「主催者等と緊密に連携した警護の実施」及び「聴衆の安全確保」の取組を新たに加え、「検証・見直し報告書」に記載された「警護の見直しのための具体的措置」を、引き続き推進することにより、警護の実施に万全を期することとしている。



主催者による手荷物検査の実施

注：「令和5年4月15日に和歌山市内において実施された内閣総理大臣警護に係る警護上の課題と更なる警護の強化のための取組について」(<https://www.npa.go.jp/bureau/security/wakayama.pdf>)

TOPICS G7 広島サミット等の 開催に伴う警備

G7広島サミットが、令和5年（2023年）5月19日から同月21日までの間、広島県において開催され、バイデン・米国大統領、ゼレンスキー・ウクライナ大統領等、16の国及び8国際機関から多数の要人が参加^(注1)した。また、同年7月末までに、長野県で開催された外務大臣会合や新潟県で開催された財務大臣・中央銀行総裁会議を含む13の関係閣僚会合が全国各地で開催された。

警察では、G7広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事^(注2)（以下「G7広島サミット等」という。）において^(注3)、国民の理解と協力を得つつ、全国警察の総力を挙げて、総合的な警備諸対策を推進し、国内外要人の身辺の安全と行事の円滑な進行を確保した。

（1）G7広島サミット等をめぐる情勢

我が国を取り巻く国際情勢は、米中関係の緊張が高まる中で、北朝鮮はかつてない高い頻度で、新たな態様での弾道ミサイルの発射等を繰り返し、ロシアはウクライナ侵略により国際秩序の根幹を揺るがすなど、厳しい状況にある。

こうした情勢において世界から注目を浴びる中で開催されたG7広島サミット等では、我が国に対する国際テロの脅威が存在するほか、極左暴力集団や右翼に加えて、いわゆるローン・オフエンダーが、テロ等違法行為を敢行することが懸念された。

また、近年、サイバー空間における脅威も、極めて深刻な情勢にある。過去の大規模な国際的行事においては、行事に関連するシステムに対するサイバー攻撃や、行事に関連するかのようなおとり文書を用いた標的型メール攻撃等が発生しており、G7広島サミット等の妨害、我が国の信用失墜、情報の窃取等を目的としたサイバー攻撃の発生が懸念された。

（2）警察の総力を挙げた取組

① テロ等違法行為への対策

警察では、外国治安情報機関等との緊密な情報交換や総合的なテロ関連情報の収集・分析を推進するとともに、関係機関と連携して、国内外要人の警護、G7広島サミット等関係施設の周辺における小型無人機対策や海上の警戒等に取り組んだ。

また、施設管理者や地域住民等を含む社会全体でのテロ対策が重要であることから、関係機関、民間事業者等と連携したテロ対処訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進した。



ウクライナ大統領の警護

注1：オンライン参加を含む。

注2：今後、令和5年10月に大阪府で貿易大臣会合が、同年12月に茨城県で内務・安全担当大臣会合が、それぞれ開催される予定であり、警察では、これらの会合の警備にも万全を期すこととしている。

注3：警察庁では、G7広島サミット等の開催に伴う警備を的確に行うための諸対策を推進するため、令和4年7月に警察庁次長を長とする「G7広島サミット等警備対策推進室」を設置したほか、都道府県警察では、広島、長野、新潟及び長崎の4県警察がサミット対策課を、これら以外の都道府県警察が警備対策室等を、それぞれ設置した。

さらに、警察では、従前から、テロリスト等による爆発物の原料等の入手を阻止するため、過去に国内外の事案で爆発物の原料に悪用されたことがある化学物質11品目を指定し、これらの化学物質を販売する事業者に対し、関係省庁と協力して、販売時の本人確認や使用目的等の確認を要請するなどしてきたところ、G7広島サミット等に向け、これらの化学物質を含有する家庭用品についても、購入者に不審点が認められる場合には本人確認や使用目的等の確認を行うことなどを新たに要請するとともに、これらの要請が確実に実施されるよう、都道府県警察において、販売事業者への訪問による働き掛けを実施した。

その結果、G7広島サミット等の進行に影響を及ぼすようなテロ等違法行為の発生はなかった。

② サイバー攻撃対策

警察では、関係機関・団体等と連携して、G7広島サミット等をめぐるサイバー攻撃及び攻撃者に係る情報収集・分析等を推進した。また、G7広島サミット等の開催決定直後から、関係施設の管理者、電力、ガス、空港等の重要インフラ事業者等に対するサイバーセキュリティ対策状況の確認及び助言を実施するとともに、G7広島サミット等の主催府省庁、関係施設の管理者等とサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練を実施するなど、官民が連携したサイバー攻撃対策を推進した。G7広島サミット等の開催期間中には、関係機関・団体等との緊密な連携の下、24時間対応の即応体制を整え、事案発生時の対応に備えた。

その結果、G7広島サミット等の進行に影響を及ぼすようなサイバー攻撃の発生はなかった。

③ 交通対策

警察では、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制による一般交通への影響を最小限にとどめるといった観点から、関係機関・団体等と連携しながら、各種交通対策に取り組んだ。

具体的には、経済・物流団体等への協力要請を行うなどの交通総量抑制対策を推進したほか、会場の周辺等における車両通行禁止等の交通規制を実施した。



一般道路の交通規制の状況 (©中国新聞社)



交通総量抑制対策に関する 広報チラシ

(3) 大規模行事の開催に伴う総合的警備対策に関する今後の展望

令和7年には、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が我が国で開催される予定である。警察では、G7広島サミット等における経験を生かしつつ、引き続き、大規模行事における安全の確保に万全を期すこととしている。

新たなモビリティや自転車の 良好な交通秩序の実現

電動キックボードや自動配送ロボット等の新たなモビリティが登場し、道路交通の主体が多様化している中、新たなモビリティに係る交通ルールの整備等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が施行された^(注1)。警察では、改正後の道路交通法を適切に運用するとともに、電動キックボードをはじめとする新たなモビリティと通行空間を共有する自転車の交通秩序を整序化することにより、新たなモビリティと自動車、自転車、歩行者等との共存を図り、多様な交通主体全ての安全かつ快適な通行を確保することとしている。

(1) 新たなモビリティへの対応

① 特定小型原動機付自転車の交通ルール

道路交通法の一部改正により、一定の基準^(注2)を満たす電動キックボード等は、「特定小型原動機付自転車」に分類された。特定小型原動機付自転車については、16歳未満の者の運転は禁止されたものの、運転免許を要しないこととされた。また、車道の左側を通行することが原則とされ^(注3)、乗車用ヘルメットの着用が努力義務が課されるなど、自転車と同様の交通ルールを適用することとされた一方で、交通反則通告制度や放置違反金制度の対象とされた。さらに、危険な違反行為を繰り返す者には、都道府県公安委員会が特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命ずることができることとされた。

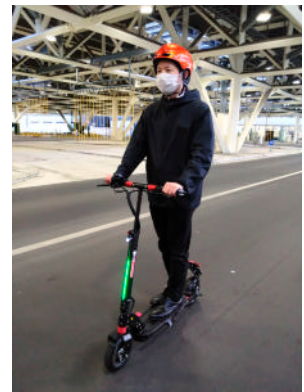
なお、特定小型原動機付自転車については、自動車損害賠償責任保険（共済）に加入し、車体にナンバープレートを取り付けなければならない。

警察では、特定小型原動機付自転車の販売事業者やシェアリング事業者による購入者や利用者への交通安全教育が努力義務とされたことを踏まえ、これらの事業者による講習会等が効果的に行われるよう支援するとともに、悪質・危険な違反行為に対する指導取締りを徹底することとしている。

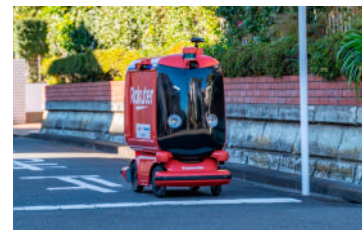
② 遠隔操作型小型車の交通ルール

道路交通法の一部改正により、一定の基準^(注4)を満たす自動配送ロボット等は、「遠隔操作型小型車」に分類された。遠隔操作型小型車は、歩道や路側帯を通行することが原則とされるなど、歩行者と同様の交通ルールを適用することとされたほか、道路において通行させる場合には、車体の見やすい箇所に標識を付けなければならないこととされた。また、遠隔操作型小型車の使用者は、遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させる場合、通行場所を管轄する都道府県公安委員会に一定の事項を事前に届け出なければならないこととされた。

警察では、制度の内容について周知を図るとともに、歩行者の安全を確保するため、必要に応じて、遠隔操作型小型車を停止させるなどの危険防止等の措置を講じることとしているほか、都道府県公安委員会では、遠隔操作型小型車の通行に関して道路交通法に違反した使用者に対しては、行政処分を的確に行うこととしている。



特定小型原動機付自転車



遠隔操作型小型車



遠隔操作型小型車の標識

注1：特定小型原動機付自転車の交通ルールについては令和5年7月1日から、遠隔操作型小型車の交通ルールについては同年4月1日からそれぞれ施行された。

2：性能上の最高速度が20キロメートル毎時以下に設定されていること、車体の大きさが長さ190センチメートル、幅60センチメートルを超えないこと、道路運送車両の保安基準に適合する最高速度表示灯が備えられていることなど

3：例外として、性能上の最高速度が6キロメートル毎時以下に設定され、それに連動して最高速度表示灯を点滅させているなどの条件を満たす場合には、道路標識等により通行することができることとされている歩道を通行することができることとされたが、その場合には、歩行者を優先し歩道の車道寄りの部分を徐行しなければならないこととされた。

4：遠隔操作により通行する車であって、性能上の最高速度が6キロメートル毎時以下に設定されていること、車体の大きさが長さ120センチメートル、幅70センチメートル、高さ120センチメートルを超えないことなど

(2) 自転車の安全利用の促進

① 自転車関連交通事故の状況

近年、交通事故件数が減少傾向にある中、自転車関連交通事故件数は令和3年（2021年）に増加に転じた。自転車対歩行者事故の発生件数は横ばいで推移しており、令和4年中は、そのうち約4割が、歩行者が優先されるべき歩道上で発生している。

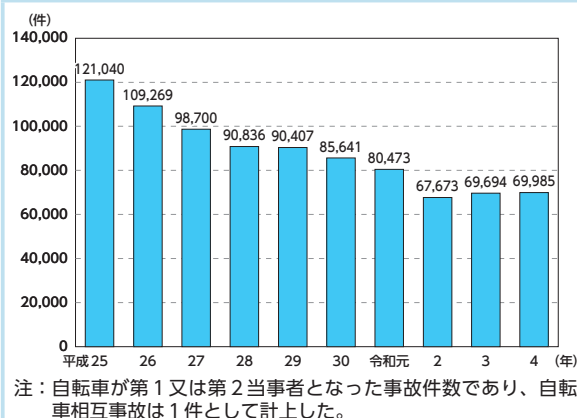
また、令和4年中に発生した自転車関連の死亡・重傷事故については、安全不確認や交差点安全進行義務違反をはじめ、自転車側にも何らかの法令違反が認められるものが約7割を占めている。

② 自転車の交通ルール

道路交通法上、自転車は、「車両」の一種であるため、信号や道路標識等に従わなければならないほか、原則として車道の左側を通行しなければならないこととされている。このうち、普通自転車^(注1)は、道路標識等で歩道を通行することができることとされている場合や、13歳未満の子供や70歳以上の高齢者が運転する場合等には、例外的に歩道を通行することができることとされているが、この場合、歩行者を優先し歩道の車道寄りの部分を徐行する必要がある。

警察では、地方公共団体、学校、自転車関係事業者等と連携し、「車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先」、「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」、「夜間はライトを点灯」、「飲酒運転は禁止」及び「ヘルメットを着用」を内容とする新たな「自転車安全利用五則」を活用するなどして、全ての年齢層の自転車利用者に対して、自転車の交通ルール等の周知を図っている。

図表Ⅲ-1 自転車関連交通事故件数の推移
(平成25年～令和4年)



MEMO

全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化

自転車乗用中死者の約6割が頭部に致命傷を負っていること、乗車用ヘルメットを着用していなかった場合の致死率^(注2)は、乗車用ヘルメットを着用していた場合の約2.1倍^(注3)となっていることなどを踏まえ、道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課された。警察では、乗車用ヘルメットの着用による被害軽減効果について交通安全教育や広報啓発を一層強化し、その着用の定着を図ることとしている。

③ 自転車利用者による交通違反に対する指導取締りの強化

警察では、自転車指導啓発重点地区・路線^(注4)を中心に、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを行っている。

また、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を反復して行った自転車の運転者を対象として、自転車の運転による交通の危険を防止するため、自転車運転者講習を実施しており、令和4年中は510人が受講した。

図表Ⅲ-2 自転車利用者に対する指導取締り状況（令和4年）

信号無視	遮断踏切立入り	指定場所一時不停止	通行区分	酒酔い	制動装置不良	その他	取締り件数(件)	指導警告件数(件)
12,498	3,880	4,679	213	116	361	2,802	24,549	1,318,830

CASE

警視庁では、東京都内の自転車関連交通事故が増加傾向にあることを受け、令和4年10月末から、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性が高く、重大な交通事故に直結する「赤信号無視」、「右側通行」、「一時不停止」及び「歩道通行」の四つの違反について取締りを強化しており、歩行者をはじめとする他の交通主体の安全確保に努めている。

注1：他の車両を牽引しておらず、大きさ等が一定の基準を満たす自転車

注2：死傷者に占める死者の割合

注3：頭部損傷が致命傷となった割合や致死率は、平成30年から令和4年にかけての死傷者数を基に算出

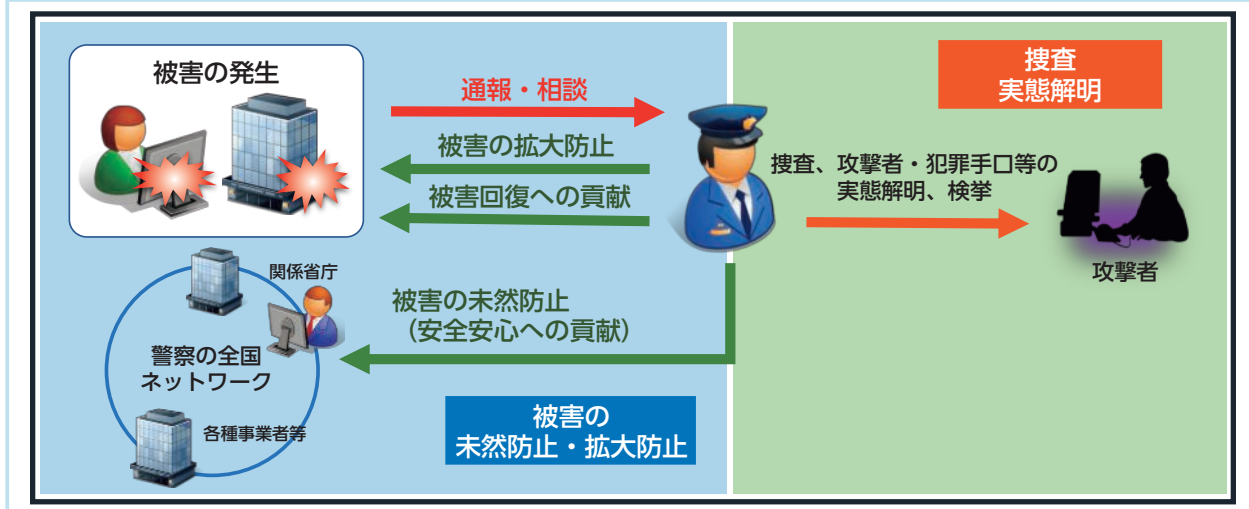
注4：自転車関連交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望等を踏まえ、全国1,930か所（令和5年4月末警察庁調べ）を指定

サイバー事案^(注1)の被害の潜在化防止に向けた官民連携の取組

(1) サイバー事案対処における通報・相談の重要性

サイバー空間の安全・安心を確保するため、警察では、サイバー事案を把握した場合には、検挙のための捜査のみならず、攻撃者・犯行手口等の実態解明、被害の未然防止・拡大防止対策等を推進している。これらは、国民・事業者等からの通報・相談によって得られた情報等を端緒として実施しているものであり、通報・相談は、警察活動において重要な役割を担っている。

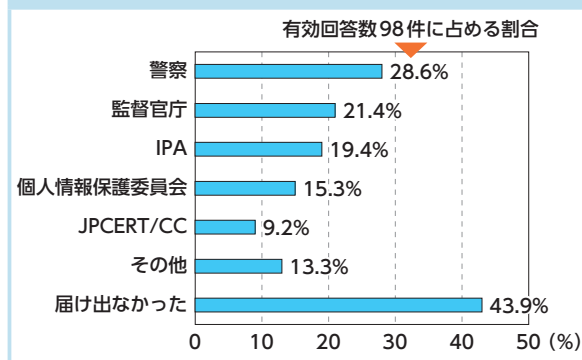
図表Ⅳ-1 警察におけるサイバー事案対処



(2) サイバー事案の被害の潜在化の状況

サイバー事案の被害は、被害者自身に対する社会的評価の悪化の懸念等から通報・相談そのものがためられる傾向にあり、いわゆる「被害の潜在化」が課題となっている。令和4年(2022年)に実施した民間企業や行政機関等に対する「不正アクセス行為対策等の実態調査」^(注2)において、過去1年間に不正アクセス等の被害に遭った民間企業や行政機関等に対して届出先機関等について調査したところ、「届け出なかった」という回答が最も多く、約4割を占めた。届出を躊躇させる要因として、「実質的な被害がなかった」ことや、「社・団体内で対応できた」ことが多く挙げられている。

図表Ⅳ-2 不正アクセス等の被害に遭った際の届出先



(3) 被害の潜在化防止に向けた官民連携の推進

警察では、サイバー事案対処における通報・相談の重要性や、サイバー事案の被害の潜在化の状況を踏まえ、通報・相談しやすい環境整備の推進や、関係機関・団体、サイバー保険^(注3)を取り扱う損害保険会社をはじめとする民間事業者等との連携、民間事業者等との共同対処協定^(注4)の締結等を通じて、サイバー事案による被害に関する警察への通報・相談を促進している。

注1：サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

注2：令和4年の調査は、同年9月9日から12月7日までの間に、市販のデータベースに掲載された企業、教育機関（国公立、私立の大学等）、医療機関、地方公共団体（県・市区町村等）、独立行政法人及び特殊法人から、2,950件を無作為に抽出し、調査票を郵送で配布して実施した。電子メール又は郵送により、600件の回答を得た。

注3：サイバー事案等により企業に生じた損害等を補償する保険

注4：令和4年12月末までに、金融機関や暗号資産交換事業者等、全国で610事業者・団体と本協定を締結している。

① 関係機関と連携した通報・相談の促進

個人データの漏えい等の事態についての個人情報保護委員会への報告の義務付け等を内容とする個人情報保護法の一部を改正する法律が令和4年4月に施行されたことや、「サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた検討会」において関係機関等との連携強化の必要性等について議論されたことなどを踏まえ、警察庁と個人情報保護委員会においては、令和5年3月以降、サイバー事案によるものとみられる個人データの漏えい等の発生時において、被害企業等からの警察への通報・相談が円滑になされるようにするための協力体制を構築している。

また、ランサムウェアによる被害が教育機関において発生している状況を受け、警察では、文部科学省と連携して、被害の未然防止及び拡大防止対策等の徹底を教育機関に働き掛けるとともに、ランサムウェア等による被害に関する警察への通報・相談を促進している。

さらに、電子商取引及びキャッシュレス決済の普及に伴い、クレジットカード決済市場の規模が増加する一方で、サイバー攻撃の増加等を背景に、クレジットカードの不正利用被害額が過去最高となっていることを踏まえ、警察では、経済産業省と連携して、本人認証や不正検知の強化等の被害実態を踏まえた有効な対策を推進するよう民間事業者等に働き掛けるとともに、被害に関する警察への通報・相談を促進している。

② 通報・相談しやすい環境整備

警察では、ウェブサイト等における発信を通じ、各都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口の周知や、サイバー事案に関する警察への通報・相談を促す広報を行うなどの取組を実施している。

また、サイバー事案に関する通報・相談に適切に対応するため、令和5年度から採用時・昇任時教養等の各種学校教養において、サイバー事案対処に関する講義を新設又は増設するなど警察職員全体の対処能力の向上に向けた人材育成を推進している。

企業の皆様へ サイバー犯罪の被害は警察へ通報を!

社会のデジタル化の進展に伴い、業務に関するデータをオンラインで取り扱う機会が増加する中、企業を標的にしたサイバー犯罪が発生しています。

サイバー犯罪による深刻な被害	
ランサムウェア 「ランサムウェア」は暗号化されたコンピュータウイルスに感染すると、その感染したコンピュータに保存しているデータが暗号化され使用できなくなり、データを復元する対価として金銭を要求する。 支払いは、データの読み取りの上、「対価を支払わなければデータを公開する(漏えい)金銭を要求する(ランサムウェア)」(ランサムウェア)という字句も発生している。	不正アクセスやコンピュータウイルスによる情報漏えい パスワード管理の甘さやランサムウェアの脆弱性を悪用して企業のサーバーに侵入する不正アクセス、乗っ取りによるメールを盗み、送付先を個人の見込みファイルに設定したコンピュータウイルスへの感染等により、個人情報や機密情報が盗み取られる。ランサムウェアの被害を受けた場合、ランサムウェアの脆弱性を悪用して攻撃を受ける。

サイバー犯罪の実態を明らかにし、被害を拡大させないためには、被害を潜在化させないことが重要です。

このような被害にあわれたら、最寄りの警察署または都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口へ

通報・相談促進の広報資料

MEMO

医療機関等と連携した通報・相談の促進

宮崎県警察では、宮崎県企業・警察サイバーセキュリティ連携協議会及び損害保険会社との共催によるサイバーセキュリティセミナーにおいて、サイバー空間の脅威の情勢及び対策についての講話を実施するなど、宮崎県内の医療事業者、介護福祉事業者等に対し、サイバー事案の未然防止及び拡大防止対策や、サイバー事案の認知時における警察への通報体制の確立に向けた取組を推進している。



サイバーセキュリティセミナーの様子

MEMO

サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた検討会の開催

サイバー事案の被害の潜在化の状況やその改善の必要性を踏まえ、警察庁においては、「サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた検討会」を令和4年12月から令和5年3月にかけて開催した。同検討会では、関係機関・団体と連携した情報共有や被害者が自発的に通報・相談しやすい環境の整備に向けた方策等について、サイバー事案被害の支援等で活躍する有識者の間で幅広い議論が行われ、同月、通報・相談窓口の統一に向けた取組等を内容とする報告書が取りまとめられた。



検討会の様子

第2部 本編

第1章 警察の組織と公安委員会制度 (p. 33～40)

- 第1節 警察の組織
- 第2節 公安委員会の活動

第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動 (p. 41～102)

- 第1節 犯罪情勢とその対策
- 第2節 犯罪捜査に関する取組
- 第3節 地域住民の安全安心確保のための取組
- 第4節 社会における良好な治安確保のための取組
- 第5節 犯罪被害者等支援

第3章 サイバー空間の安全の確保 (p. 103～120)

- 第1節 サイバー空間における脅威
- 第2節 サイバー空間における脅威への対処

第4章 組織犯罪対策 (p. 121～142)

- 第1節 暴力団対策
- 第2節 薬物銃器対策
- 第3節 来日外国人犯罪対策
- 第4節 犯罪収益対策

第5章 安全かつ快適な交通の確保 (p. 143～170)

- 第1節 交通事故情勢
- 第2節 交通安全意識の醸成
- 第3節 きめ細かな運転者施策による安全運転の確保
- 第4節 交通環境の整備
- 第5節 道路交通秩序の維持

第6章 公安の維持と災害対策 (p. 171～194)

- 第1節 国際テロ情勢と対策
- 第2節 外事情勢と諸対策
- 第3節 公安情勢と諸対策
- 第4節 災害等への対処と警備実施

第7章 警察活動の支え (p. 195～214)

- 第1節 警察力を支える活動基盤の整備
- 第2節 国民の期待と信頼に応えるための警察運営
- 第3節 国際的な警察活動